

## 第七回国会 通商産業委員会議録 第三十二号

昭和二十五年四月十四日(金曜日)  
午後二時八分開議

出席委員

委員長代理

理事神田 博君

理事小金 義照君

理事瀧谷 雄太郎君

理事永井 要造君

理事村上 勇君

理事今澄 勇君

理事有田 喜一君

理事風早 八十二君

阿左美廣治君

江田斗米吉君

門脇勝太郎君

首藤 新八君

中村 幸八君

福田 篤泰君

前田 正男君

田代 文久君

岩川 興助君

加藤 鍛造君

宮幡 靖君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業局長

長村 貞一君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

四月十二日

電気事業分断及び電気料金地域差設定反対に関する請願(門脇勝太郎君紹介)(第二三三八号)

同外三件(岡田春夫君紹介)(第二三八号)、(伊藤憲一君外一名紹介)(第二四七五号)九州地方の電力問題に関する請願(鴨上房太郎君紹介)(第二三四〇号)

本日の会議に付した事件  
火薬類取締法案(内閣提出第一二九号)

○神田委員長代理 これより通商産業委員会を開会いたします。前会に引きまして私が委員長の職務を行います。ただいまより火薬類取締法案を議題として討論に付します。

討論は通告順によつて順次これを許し

同(高橋權六君紹介)(第二三四一号)同(池見茂隆君紹介)(第二三四二号)同外十三件(瀬戸山三男君紹介)(第二三四三号)同外二十六件(淵通義君紹介)(第二三四四号)同外九件(村上勇君紹介)(第二三四一号)同外九件(村上勇君紹介)(第二三四二号)同外九件(村上勇君紹介)(第二三四三号)同外九件(村上勇君紹介)(第二三四四号)

○中村幸八君 私は自由党を代表して、本法案に賛成の意を表するものであります。現行銃砲火薬類取締法規は、明治四十三年及び同四十四年に制定公布せられたものであります。爾來今日まで星霜を経ることまさに四十年、この間両三回にわたつて修正が加えられておりますが、いずれも部分的のものにすぎないのであります。これがため全般的改訂が必要となるのであります。特に

かんがい排水用電力料金に関する請願(大村清一君紹介)(第二三六二号)電気事業分断反対に関する請願(玉井祐吉君紹介)(第二三八三号)測量法による工業技術庁地質調査所の測量予算増額に関する請願(田淵光一君紹介)(第二四二五号)私鉄の電力割当量増加並びに電気事業分断反対に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二三三八号)の審査を本委員会に付託された。

の火災あるいは爆発発生時における届出並びに現状変更の指示に関して、関係消防機関を除外せるがごときことなど、大いに考慮を要する点もないではありません。しかしながらこれらは、必ずも法の運用よろしきを得ることにあらずと思せらます。この條文は單に火薬に関する純技術的事項を対象とするものであります。ことに第

ます。中村幸八君。

ます。

力に関するては敬意を拂う次第であります。私は本法案と旧法を比較したとき、その内容において、旧法から見れば数段の改良の跡を率直に認めるものでございますが、本法案の重要性にかんがみ、法律上の疑義を一掃し、各種の修正を加える必要を痛感いたしておりますが、われくの修正希望の全面的受入れは、困難なる客觀情勢があるものと認め、ここに日本社会党は以下の理由により、この法律案に反対の意思を表明する次第でございます。

まず第一番に、本法律案を旧法と比較して、政令または省令への委任が少くなつておるとはいながら、依然としてそれらの省令、政令に負うところが多いこと、第二に、製造、販売の許可及び取消し、または許可基準等を決する條文中に、特定の字句を使い過ぎておると同時に、その字句がきわめてあいまいであること等でございます。すなはち第一の点につきましては、第七條、第九條、第十一條、第十二條、第十八條を初め、各條項にわたつて通産省令で定める技術的基準とか、通産省で定める区分に従つてとか、またはこの政令に定める区分といふ、あいに、省令、政令の委任傾向が依然として多いことは遺憾の次第でございます。第二の点につきましては、製造の許可や取消しの基準につきまして、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときはこれを許可しないとか、災害の発生の防止に支障がないときは許さないとかいふたような重要な條項の基準に、このような不明確な字句をもつて取締るということは、取締法はその権限を十二分に發揮することができるのに反して、取締られる

方はきわめて不満である。一たびこの法案が施行された場合、末端機構のこれら重要な点の解釈の仕方を考えるときには、何ゆえにこのようにならまいな字句を用いたのかということを判断に苦しみます。第三には、四十三條の立入り検査についてでござります。本條文は政府の方でも相当苦心された点は見受けられますが、なおかつ労働基準法に基く正当なる労働者の立場を圧迫する可能性があると推察せられるのであります。その他第三十二條の作業主任者、取扱主任者につきましても、その地位は本法案実施上きわめて重要であることは、いまさら申すまでもないことでございますが、作業主任者、取扱主任者に対する罰則規定の嚴重なるに反して、これら主任者の命令に従わない者に対する何らの罰則を規定し得ない点、輸出の届出制に対しても輸入の許可制である点などは、われくの納得の行かぬ点でござります。

以上のとく、本法案は旧法に比較して格段の進歩ではあるが、われくは本法案の運営と、さらに本法案の中の不明瞭な点、さらにこれが将来の末端機構において運用される点等を十分考えるならば、この法律案については、にわかに贊意を表すことができません。われくは以上の理由において、本法律案に反対の意思を表明する次第でございます。

○神田委員長代理 次は有田喜一君。

○有田(喜)委員 私は民主党を代表いたしまして、本法案に賛成するものであります。

その理由は、本案は多年の懸案であつた銃砲火薬取締法を全面的に改正し

化いたしますとともに、われわれの最も懸念せる正常なる労働運動を阻止制限するものでないことが、明らかとなつたからであります。すなわち労働問題は労働基準法その他の労働関係法規によつて律せられ、本法案には何らこれを企図していないことは明らかであるのであります。しかしながら問題はその運用であります。従いまして私は次のとく強き條件を付して、本法運用上過誤なきよう厳重なる警告を発するものであります。

第三には、火薬販賣業者の府県定員制を廃して許可制とされましたが、これが運用を誤れば、販売人の素質低下を來し、また販売業者の濫立は不要の競争を誘発し、ひいては公共の安全、災害予防の上にも悪影響を及ぼすおそれがあるので、この点につきまして、政府は許可の運用上十分なる御注意を拂われたいのです。

第四には、火薬従業員に対する保安教育の徹底を期せられるとともに、取締官の教養と、火薬知識の向上にも十分を期せられたいのです。

第五には、手数料について本法明示の金額の範囲内において、政令で具体的の金額を定められることに相なつておりますが、本法明示の金額は、最高限度とはいうものの、相当多額に達するものがあるよう見受けられるのであります。政府は政令の制定の際に、よく実情に沿うよう適当なる金額を定めるよう考慮を拂われたいであります。

第六には、爆薬の危険性からいつて、取扱い上過誤なきよう厳禁なる罰則を設けることは、なるほど一つのりくつはあります。しかしながら、本法はあまりにも罰則が厳にすぎるくらいがあるのであります。たとえば第六十一条第二項の、單に帳簿上の記載を誤つたというがとき事務上の過失に対するとして、懲罰規定を適用するがことがあります。まさに行きすぎだと思います。よつて罰則規定の運用については、政府はあくまでも徹底せられまして、いやしくもこの規定を應用するがごときは絶対になきよう、十分なる注意を拂われたいのであります。

まるで 実情に沿うよう適切なる注意を拂われたいのです。ことに従来に規定は、絶対にこれなきよう十分なる未端の不良取締官が不純不正なる動機に基いて、みだりに告発するがごとき規定は、絶対にこれなきよう十分なる注意を拂われたいのです。

私は以上の六項目の條件を付しまして、本案に賛成いたすのであります。

○小金委員長代理 田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表して本法案に反対いたします。この法案は大局的に見まして、私たちは二点から反対理由をもつてあります。第一点といたしましては、いろいろこれに擬装されておりますが、生産に従事しております労働者に対する体のよい彈圧法的な性格が多分に盛られておるということ、第二の重要な問題は、火薬産業が外国資本に隸属すると、いうような道が開かれておるということ、それはひいてはこれらと関連いたしまして憲法で戦争を放棄し、あくまで世界平和を念願しておりますわれくが、戦争に知らず／＼の間に巻き込まれ、戦争に参加しなければならないような方向に持つて行かれるという危険性が多分にあるという、この二つの大きな理由によつて私たちは反対するものであります。その内容につきまして少しく述べますと、すでに御承知のように、本案は災害を防止し、公共の安全を確保するということがねらいであります。これにはだれも異存はないのであります。しかし、実質的にどうであるかと申しますと、災害を防止する、また火薬産業につきまして最も危険を感じるものは、申し上げるまでもなく火薬を生産しております從業員、工場

労働者であります。この人たちは、いつ自分の生命あるいは身体が、火薬の爆発によつてけがをするかもしれないという危険に絶えずさらされておるのあります。従つて工場における生産労働者諸君をいかに災害から守るかといふ点が第一番に取上げられなければならぬらしいでありますにもかかわらず、その点が明確にされておらないのであります。むしろ工場労働者の立場からよりは、生産者、企業者の立場から法案が作成されておるといふ点が至るところに見えておるのであります。そういう点でこの火薬といふものは、第一番にそういう危険物であるということ、それから次にはいつでも戦争用品としてこれが用いられる。委員会などで日本の火薬産業は非常に質が悪くて、戦争用などということとは、ほとんど考えられないというようなことを、政府はいろいろ説明されましたが、これには非常にあいまい危險な考え方であるということを、私たちには確信する次第であります。どんなに質が悪いと言われる爆薬物でありますても、戦争は何も原子弹あるいは水素爆弾によつてのみなされるのではないのであります。戦争の性質もそういう大きな戦争もあります。あるいは台湾なんかで現在起つておるような内乱的の性質の戦争もあります。そういうような形の戦争がありますから、従つて爆薬自体もいろいろな形に使つてできるのであります。従つてこれは明らかに戦争に使われる危険を持つた物品である。こういう火薬産業の性格から申しましても、こういちじき物に対しましては、利潤本位にもうけられた立場に立つことは非常に危険

である。そういう立場がもしねらわれますならば、火薬生産者が戦争を喜んで、戦争が起ればうんと自分の方は黒字になる、もうかる、ます／＼工場の拡張になるというような考え方にも反対するのでありますと、従つて火薬産業にとりましては、あくまでこれは平和産業以外には絶対に認められないという点を、はつきりさせることが必要でありますけれども、この法文の中に明確にそれがされてないという点もはっきりされているのであります。そういう性格の火薬産業でありますから、お見えに、今申しましたように災害を防止し、公共の安全を確保するという点を、実際上において生かしますためには、その絶対必須条件としては、まず第一番目に、火薬を生産される労務者諸君の生活條件を、確保することが決定的に必要と思うのであります。ところが実際に、火薬を生産される労務者諸君の生産労働作業に従事することは、それ自体が非常に危険きわまることがあります。従つて、こういう点の確保といふものが保障されない限り災害の防止あるいは公共の安全ということを企図いたしましても、それは非常に効果が薄まってしまう、あるいは材質の取扱い方、あるいは保管という上

う面におきまして、経営者が分そ  
の義務を持ち、責任を持つてこれらの  
設備の整備を充実するという保障が、  
決定的に重要なになって来るのです。  
この点が非常にばやけておるとい  
うことが言えるのであります。従つ  
て、私たちはこういふ火薬産業に対し  
ましては、統制価格の問題におきまし  
ても、あるいは生産の問題におきまし  
ても、あくまでも国家的な国民的な立  
場がとられない限り、災害の防止、あ  
るいは公共の安全保障確保といふもの  
も、十分期待することはできないとい  
うことを中心とするものであります。な  
お決定的に申しますならば、こういう  
問題はあくまでも国家的な保護あるい  
は統制管理、それから国営人民管理と  
いうことが十分なされなければ、解決  
しないというふうに考えております。  
ところがこの法案は、これらの諸点に  
おいて非常に失敗しておることは、今  
申しましていろいろの例にも出でておる  
のであります。きわめてその点が重要  
要であると思うのであります。第二の  
外国資本の進出という問題。これは銃  
砲火薬の取締法案の前法律におきまし  
ては、明らかに外国の業者、資本家、法  
人といふものは参加することが拒否さ  
れておつたのであります。ところが、  
この法案におきましては、これが明らか  
に認められておる。すなわちこの点  
におきまして、私は本法案は明らかに  
改悪されておるということが、結論と  
して言えるのであります。初め  
私たちが聞いたところによりますと、  
火薬業者などもいろいろの意味で取締  
りが強化されるというようなことか  
ら、これによつて経営者としては利潤減  
を上げる可能性が多いということで、

幾らか賛成されておつた上うな傾向でありますけれども、外國資本、外國のそういう業者が日本で製造するとか、あるいは販売するとか、日本の業者と同様の資格で登場することになつて来ると、これは問題だというふうに、だんだんこれに対して困惑感をし始めたといふことも聞いておるのであります。まさしくその通りであり、日本の現在の資本構成から申しまして、外國の強大資本と太刀打ちできないことは、これは衆目の見るところでございますし、この日本の、平和産業として当然育成し、発展せしめなければならぬ重要な生命線的な、そういう産業が特定国へだん／＼依存して来るという危険性が多分にあるし、しかもその道がこの法案によつて法のもとに置いて、はつきり切り開かれたということは、実にこれは重大なる意味を持つておるのであります。私はこの点におきましても、徹底的に反対しなければならないし、また改悪されておるということを断言する次第でございます。

これは委員会で私が質問いたしましたときに、政府委員は、そういうことは自分たちはよく知らないというような御答弁でございましたけれども、昨年の十月に台湾から三百トン火薬の引合いがあつたというようなこと、あるいは関東電機にカーリットが千箱台湾から引合いがあつた。すでに外国の戦争の、現在進行しておりますところの地域から、そういう引合いがあり、そうしてこういうところに輸出をするということになると、われ々、自体がすでにに戦争に参加することになるのであります。またもう一つ例を申し上げますと、これは二月二十八日のタス通信によつてであります。テレプレスによると、米国の政府は日本の軍需工業に対して、最新型の軍需品を注文した。三菱コンツエルンも多量の大口径の遠距離砲、対戦車砲、軽兵器の注文を受けとおる。日本化業コンツエルンは火薬爆薬、地雷、化学製品の注文を受けておる。石川島コンツエルンは重軽戦車、装甲車の生産に当つておるといふふにあることを、外国の通信社が報道しております。この法案に直接関係しておらぬいといふような甘い考え方で、私たちにはこの火薬を考えることが、いかに危険であるかといふことがはつきり言えるのであります。そこで、第一のこの労働者に対する彈圧的な性格を持つておられるという点でござりますが、これは各條項にも出ておるのであります。たゞ、例えば四十三條、つまり警察権がこれに参加するというようなこととか、そ

の他至るところにこういう点が出ておられます。それから先ほどこれはどの委員からも言われましたように、省令あるいは規定というような委任立法的な性格から、ひいては、それは労働者の方に非常に不利になつて来るということは、衆目も認めておるところでありまして、すでにもうたとえば日本化薬とか関東電機におきましては、この法案ができるという見通しから、その生産に従事しておる工場労働者に対しては、すでにより以上にきゆうくな圧迫が参つて居るのであります。火薬産業に従事する労働者諸君は、すでに以前からも一般労働者よりきゆうくな立場で作業をしておるのであります。たとえば日本化薬におきましては、先日も委員会において発言いたしましたように、工場の門に入る、あるいは門から出て行く場合に、身体検査をすることができるというような協約が成立する、また押しつけられたといふこととか、あるいは関東電機におきましては、組合の専従者は工場内に立ち入ることができない。立ち入り禁止ということになつておる。こういういろいろな形がすでにやできておりますことは、いかに民主化をとなえ、一方において労働基準法があるから心配りませんといふことを説明されましても、実際上においては、そういうふうになっておるのであります。従いまして、公聴会においても工場の代理者が要約いたしますと、これは食糧問題なんとかとともに、日本の独立自主、自

衛権の根本問題に触れる重要な問題であります。それから憲法に平和條文をうつた方には規定といふべきであります。また法案の作成にあとは、衆目も認めておるところではありますけれども、その憲法の精神とこれは非常に矛盾しているといふことは、必ずしもそれが内容を承つておりまして、私どもが答弁内容を承つておりまして、この法案の目的といたしましては、衆目も認めておるところではありますと、明らかにこの法案の作成につきましても自主権が十分ないといふ点を、私は重大な関心を持つのであります。また法案の作成にあつては、災害を防止し、公共の安全を確保する、それを取締ると言ひながら、実際ににおきましては、われく日本のみにこの爆弾を抱いて、いつでも自爆する準備が進められつつある、その道が開かれているということを理解していただきまして、徹底的に反対されんことを希望しますし、共産党が、結論として言えるのであります。日本のみにこの爆弾を抱いて、いつでも自爆する準備が進められつつある、その道が開かれているということを理解していただきまして、徹底的に反対されんことを希望しますし、共産党は断固これに反対する次第であります。

○神田委員長代理 起立多数。よつて局いたしました。  
○神田委員長代理 起立多数。よつて引続き採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
本案は可決いたしました。

この際、本案の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

昭和二十五年五月二十九日印刷

昭和二十五年五月三十日發行

次会の開会日時は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

〔参考〕  
火薬類取締法案(内閣提出)に関する  
報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕